

○学校法人芝浦工業大学ハラスメント防止規程

平成20年2月25日

制定

(目的)

第1条 学校法人芝浦工業大学(以下、「本法人」という。)は、本法人に就学する全ての学生・生徒及び就労する教職員等が基本的人権を尊重し、相互の信頼によって教育・研究や業務を行える環境を維持することを目的とし、本法人における全てのハラスメントの発生を防止するための教育及び啓発活動の展開並びにハラスメントに関する相談及び苦情の処理について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、「ハラスメント」の定義を、以下のように定める。

ハラスメントとは、教育、研究、業務などの場面において、相手の意に反する性的、威圧的、侮辱的、その他の言動により、相手を不快にさせる行為をいう。具体的には以下のような行為をいう。

(1) セクシュアル・ハラスメント

相手を不快にさせる性的言動により、相手に精神的、肉体的な苦痛及び困惑を与えること。

(2) パワー・ハラスメント

就学上又は就労上の力関係を利用して、その権限を逸脱して不適切な言動、指導を行い、相手に精神的、肉体的な苦痛又は困惑を与えること。

(3) アカデミック・ハラスメント

教員等の権威的地位にある者が、その職務を逸脱して不適切な言動、指導を行い、相手に精神的、肉体的な苦痛又は困惑を与えること。

(4) その他

上記以外のハラスメント

(ハラスメントの防止と対応)

第3条 本法人は、人権侵害のない環境づくりを推進し、ハラスメントを禁止する。またハラスメントの防止のために必要な措置を講ずるものとし、ハラスメント等に係る相談に対して速やかにその状態を解消又は軽減するために必要な措置を講ずる。ハラスメントの行為者については、厳正に対処する。またハラスメントの再発防止に努める。

2 本法人各部署の所属長は、所管する部署において、ハラスメント防止について責任を負い、必要な措置を速やかに講じなければならない。

(適用範囲)

第4条 この規程における対象者は、次のとおりとする。

- (1) 本法人において就労する者
- (2) 本法人の設置する学校において就学する者
- (3) その他関係者(本法人キャンパスや施設等を職場としている団体職員等)

(委員会の設置等)

第5条 ハラスメント等の人権侵害の防止と救済に関する事項を統括するための組織として、学校法人芝浦工業大学ハラスメント防止委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、ハラスメント等に係る相談・苦情に対応するため、第12条各号に定める相談員を置く。

(委員会の職務)

第6条 委員会は次の各号に定める職務を行う。

- (1) 相談員の報告を受け、明らかにハラスメントがあり、ハラスメント行為者について厳正に対処すべき事例と判断した場合、別に定める考査委員会による調査の必要性を速やかに理事長に通知する。ただし、被申立人が芝浦工業大学の学生の場合は、学生センター長を通じ学長に通知する。
- (2) 委員会が比較的軽微と判断した事例については、調停(当事者同士の話し合いによる問題解決を図ること)及び意見の調整(当事者双方の主張を公平な立場で調整し、問題解決を図ること)を行う。また、調停・調整が困難又は不相当と判断した事例及び調停・調整が不調に終わった場合、再度、ハラスメント行為者について厳正に対処すべき事例であるか判断し、考査委員会による調査の必要性の有無を速やかに理事長に通知する。
- (3) 委員会の判断結果については、相談者に通知する。
- (4) ハラスメント防止ガイドラインを策定し、適切かつ利用可能な方法をもって当該ガイドラインの周知を図る。
- (5) ハラスメント等を防止し、意識向上を図るために、調査、研修及び啓発に関する企画と実施にあたる。

(委員会の構成等)

第7条 委員会は、次の各号をもって構成し、委員は理事長が任命する。

- (1) 芝浦工業大学の教職員の内から理事長の推薦する者 1名
- (2) 芝浦工業大学の教育職員の内から学長の推薦する者 2名
- (3) 芝浦工業大学附属中学高等学校の教職員の内から校長が推薦する者 1名

- (4) 芝浦工業大学柏中学高等学校の教職員の内から校長が推薦する者 1名
- (5) 過半数代表者が推薦する者 1名
- (6) 総務部長
- (7) 監査室長

(委員の任期)

第8条 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 委員が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第9条 委員長は総務部長が務める。

- 2 委員長は委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
- 3 委員長は緊急性があると判断した場合、委員会の招集前に、第3条第1項及び第2項に基づき、対応することができる。その場合、委員会にその対応を報告する。

(委員会の運営)

第10条 委員会は委員長が招集し、その議事を整理する。

- 2 委員会は委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
委員会の議決は出席委員の3分の2以上の同意をもって行う。ただし、相談員からハラスメントの報告があり、調査の必要性の有無を審議する際、必要と判断する委員が1名以上いた場合には調査を実施するものとし、その旨を理事長に報告する。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、報告又は意見を聞くことができる。また必要な資料及び情報の提出を求めることができる。
- 4 委員会に関する事務は、総務部総務課が行う。

(相談員の職務)

第11条 第5条第2項により委員会の下に設置された相談員は、次の各号に定める職務を行う。

- (1) 相談員は相談者及びその関係人からの相談に真摯に対応し、救済のための援助を行う。
- (2) 相談員は相談内容について、相談者の了解のもとに委員長に報告し、対応を協議する。
- (3) 前号の相談や申し立てに際し、相談者及びその関係人が希望する場合には、常に付き添うものとする。

(相談員の構成等)

第12条 相談員は次の各号をもって構成し、委員会の議を経て、委員長が任命する。

- (1) 豊洲キャンパスに勤務する教職員 6名
 - (2) 大宮キャンパスに勤務する教職員 4名
 - (3) 芝浦工業大学附属中学高等学校に勤務する教職員 3名
 - (4) 芝浦工業大学柏中学高等学校に勤務する教職員 3名
 - (5) 芝浦キャンパスに勤務する教職員 2名
 - (6) カウンセラー、医師、弁護士等の専門性を有する者 1名
- ただし必要に応じて相談員を増員することができる。

(相談員の任期)

第13条 相談員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 相談員が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(調査)

第14条 理事長は第6条第1号又は第2号による委員会からの報告を受け、速やかに審査委員会によりハラスメントの調査を行い、措置が決定したとき、相談者・被申立人に対しその結果等について通知すると共に、調査結果と措置について委員会に通知する。ただし、芝浦工業大学の学生に関する事項は芝浦工業大学学生懲戒処分細則によるものとする。

(守秘義務)

第15条 ハラスメント相談や事例に関係した全ての者は、知り得た情報を漏らしてはならない。委員会委員、相談員、審査委員会委員の任務及び職を退いた後も同様とする。

(相談者及びその関係人からの苦情の申し立て)

第16条 相談者及びその関係人は、ハラスメントの申し立て案件に関する相談員の活動について、委員会に苦情を申し立てることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第17条 全ての学生・生徒、教職員その他関係者が、相談、調査への協力、ハラスメントに起因する問題への対処等に関係・協力したことをもって不利益な取扱いを受けることがあってはならない。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、委員会の議を経て理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成20年2月25日から施行する。
- 2 この規程の制定に伴い、学校法人芝浦工業大学セクシュアル・ハラスメント防止規程並びに学校法人芝浦工業大学セクシュアル・ハラスメント防止委員会に関する規程は、平成20年2月24日をもって廃止する。

附 則

この規程(改正)は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成23年7月4日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この規程(改定)は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改定)は、平成31年4月1日から施行する。